

支給認定を受けた子どもの教育・保育に国が給付する費用等は、個人への給付を基礎としていますが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため施設が法定代理受領する仕組みとなっています。実際に施設が受領した額は、園の定員・年齢・保育の必要量等により決定される **公定価格の額（当園に関しては以下の表）** から各支給認定保護者に係る **利用者負担額を控除した額** です。このことに関して詳しく知りたい方は、当園にお問い合わせください。

A) 保育認定別、各クラス毎の公定価格(園児一人あたりに必要となる費用)の単価表(平成28年度の月額)

1号認定（15名定員）			2号、3号認定認定（110名定員）					
ゆり	ばら	すみれ ちゅうりっぷ	ゆり	ばら	すみれ	ちゅうりっぷ	たんぽぽ	つくし
79,380 円	79,380 円	85,930 円	標準 37,690 円	37,690 円	44,130 円	92,490 円	92,490 円	156,910 円
			短時間 33,670 円	33,670 円	40,110 円	88,470 円	88,470 円	152,890 円

B) 保護者が園に納入する保育料(市町村が認定しますが、ご家庭の状況によって一人ひとり金額は異なります)

$$\text{園が国から代理で受領する額 (C)} = A - B$$

(C) の額は、保護者が保育を受けるために国から助成を受けている金額ということになります。